

令和5年6月12日

16:00～

Zoom

庁 議 事 項

① 令和5年6月定例会付議予定議案

【企画財政部】

② 関東地方知事会議・九都県市首脳会議本県提案(議題)の
募集について

【企画財政部】

令和5年6月定例会付議予定議案

招 集 日

令和**5**年**6**月**19**日(月)

議 案

6件

〔 条例(5)、工事請負契約の締結(1) 〕

【主な内容】

・ 埼玉県税条例の一部を改正する条例 など

報 告

28件

〔 予算繰越報告(7)、専決処分報告(1)、
公社等の経営状況報告(20) 〕

埼玉県税条例の一部を改正する条例

条例の概要

概要

<自動車税（環境性能割）>

地方税法の一部改正に伴い、環境性能が高い自動車の普及促進を図るため、税率の基となる燃費基準の達成度合いを段階的に引き上げる。

<軽油引取税>

トラクターや掘削機など公道を走らない車両の軽油は、免税を受けることが可能。この免税軽油の利用者のうち**農業者等**について、軽油購入数量等の報告頻度を緩和する。

○緩和の内容（購入数量が年間3キロリットル以下の場合）

現行		→	改正案	
区分	報告頻度		報告頻度	
免税1年目	毎月		1年に一度	
2年目以降	1年に一度			



軽油引取税の改正について

目的

原油価格の高騰を受け、**農業者等**の税負担を軽減するとともに、免税軽油を利用しやすい環境を整備する。



現状・課題

- ・軽油価格 令和5年5月 **141.2円/ℓ**（令和3年5月比+16.4円/ℓ）
- ・免税となった1年目は購入数量等が少量でも**毎月報告が必要**
 - ▶ 繁忙期がある農業者等にとって事務負担が重い

県内の免税軽油使用者 農業従事者の約2%



改正による効果

<利用者にとって>

- ・免税による税負担の軽減
1ℓにつき32.1円の軽減
- ・免税手続に必要な事務負担の軽減
毎月から年1回の報告に軽減



特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)に関する交通ルール等の施行に伴う条例改正

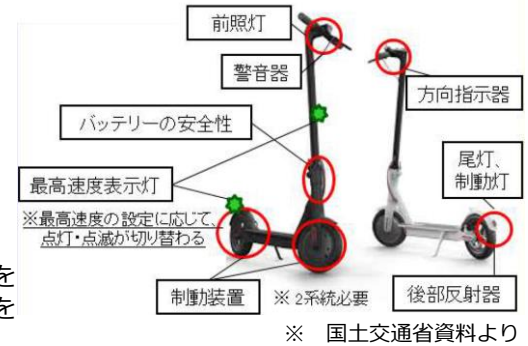
特定小型原動機付自転車の交通方法等の新設 (令和5年7月1日～)

概要 原動機付自転車のうち、車体の大きさ等が一定の基準に該当 ⇒ **特定小型原動機付自転車**

	新設 特定小型 原動機付自転車	一般 原動機付自転車
最高速度	20km/h 以下	
定格出力	0.6kW 以下	特定小型 原動機付自転車 以外のもの
長さ	1.9m 以下	
幅	0.6m 以下	

新たな交通方法等

- 運転には運転免許不要 (16歳未満の運転は禁止)
- ヘルメット着用は努力義務
- 車道通行が原則 (一定の要件のもと歩道通行可)
- 交通反則通告制度及び放置違反金制度の対象
- 交通事故や違反等の危険行為を繰り返す者には、講習の受講を命ずることができる



手数料条例の改正 (講習手数料)

埼玉県公安委員会等が行う事務の手数料に関する条例

概要 特定の危険行為を過去3年以内に2回以上繰り返した場合は、受講命令の対象

名称	事務の種別	金額
講習手数料	特定小型原動機付自転車運転者講習	講習1時間につき 2,000円

※ 講習1回当たり3時間

バリアフリー条例の改正 (信号機の基準)

埼玉県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例

概要 重点整備地区の歩行者用青信号に従って通行する対象を追加

《改正前》歩行者及び遠隔操作型小型車又は**自転車**

《改正後》歩行者及び遠隔操作型小型車又は**特定小型原動機付自転車及び自転車**



※ 歩車分離式信号の一例



関東地方知事会議・九都県市首脳会議 本県提案(議題)の募集について

企画総務課

	関東地方知事会議	九都県市首脳会議
開催日	令和5年10月25日(水)	令和5年10月31日(火)
開催場所	長野県内(予定)	神奈川県内(予定)
会議概要	<ul style="list-style-type: none">・年2回(春・秋)開催・国の施策等に関する提案・要望事項を中心に協議	<ul style="list-style-type: none">・年2回(春・秋)開催・各都県市の共通課題に対処するための共同取組(取組を通じた要望は可)の提案を中心に協議
構成員	関東甲信静10都県の知事	首都圏の1都3県5政令市の知事、市長
会長・座長 (令和5年度)	(会長)阿部守一 長野県知事	(座長)黒岩祐治 神奈川県知事

7/18(火)
〆切

本県から発信する国への提案・要望や共同取組について積極的な提案をお願いします。